

第2号議案

「第1回文京未来映画祭」の後援名義の使用承認について（継続審議）

上記の議案を提出する。

令和2年2月6日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

文京区教育委員会 殿

令和 5 年 11 月 22 日

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人 文京文化交流クラブ

住所 (所在地) 文京区西片 2丁目18番 23-205号

代表者名 (ふりがな) シロシ タケアキ 城石 武明

代表者連絡先 (事務担当者) 同上 080-5671-8751



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第1回 文京未来映画祭	
実施期間	令和 5 年 3 月 1 日 (日) から 10:00~17:00 令和 5 年 3 月 1 日 (日) まで (1 日間)	
実施場所	文京区民センター 2FA会議室	
事業内容	目的	気候変動、防災対策、食の安全と高齢者の見守り、商店街の活性化の四つの課題を専門家の話を聴き、映画を観るにより、日常生活での気づきや小さな行動を促すことを目的とする。
	内容	各分野の専門家の話を聴き質疑応答する。又、アメリカ映画「ディアラブドマザー」を観て専門家の解説を聴き質疑応答する。
	対象者	文京区民 (参加予定人員 100人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区、文京アカデミー、商工会議所文京支部、商店街連合会、町会連合会、観光協会等	
備考	過去3回実施してきた文京映画祭を引き継ぎ、新たなテーマの映画祭として発足します。	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

第1回 文京未来映画祭事業計画書

NO.

DATE

～ テーマのあつ映画、講師の話、小さな一歩～

令和2年3月1日(日)

10:00～17:00

1. 挨拶 趣旨説明と内容のご案内

2. 食の安全と孤独な高齢者の見守り

石渡尚子(学術博士) 跡見学園女子大学 教授

3. 映画のロケ隊を商店街に呼ぶ 先行事例の紹介

村上雅巳

跡見学園女子大学 准教授

4. 成澤文京区長のご挨拶

5. 東京新聞からのお知らせ 休憩

6. 文の京フレイル予防ミニ講座 フレイルサポーター 文京区高齢福祉課担当者

7. 世界的気候変動の現状と対策

矢田麻衣(工学博士) 株式会社住環境計画研究所 研究員

映画の前解説と終了後の質疑応答

8. 映画「ディアフタートゥモロー」上映

この映画の対象は大人のほかに、小学生と母親、中学生・高校生も想定しています。

最近の日本での台風とその大雨は、世界的気候変動の環として考えられています。

アメリカの毎年9月のハリケーン被害は日本の比ではありません。龍巻を含む風水害の恐ろしさは、アメリカ国民の共通の認識になっているといわれています。

この映画はハリケーンにおそわれるアメリカ国民がどうやって対応しているかを教えてくれます。ニューヨークが水没している映像を見たリジョンが受けるかも知れません。

この映画はその原因と恐ろしいことにも触れています。ヨーロッパやアメリカでは、この異常気候の原因究明や対応が市民の立場からの運動として広がっています。

こうした世界の現状をみて、日本ではどうでしょうか。恐ろしさは首都直下型地震の方が大きいかも知れませんが、この世界的異常気候にも目を向けたい、と願っています。

台風による大雨被害は毎年どこかで起ると覚悟する必要があると思います。

若い皆さんがこの映画を観て、世界の現状を知り、自分たちはどうするか、考えたいことを希望しています。

第1回文京未来映画祭収支算書

NO. _____

DATE _____

支出の部

会場費 30,000- (JTBバス2A)

講師謝礼 60,000- (3名×@2万円)

DVDレンタル費 50,000- (1本分)

スタッフ協力費 30,000-

雑費 30,000-

200,000-

収入の部

会費 100,000- (20名×@5千円)

寄付 100,000- (会社10社×@1万円)

主催者運営者

特定非営利活動法人 文京文化交渉クラブ

幹事会 城石武明 宮崎文雄 田中誠一郎 前田祥博 三枝保子

特定非営利活動法人文京文化交流クラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文京文化交流クラブという。
また、英文名を、Specified Nonprofit Corporation Bunkyo-Bunka exchange Club といい、略称をNPO法人BBCとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区西片2丁目18番23-205号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、文京区を拠点に一般市民、特に高齢者に対し、健康・福祉の支援活動事業、映画の上映を基として気兼ねなくつどえる場所を提供し、又、そのために行政・企業・団体等と協力し合い、知識や活力を発揮できるコミュニティをつくり、高齢者がより健康で安心して暮らせる生きがいのある社会の実現に努めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 音楽会等のステージイベントの開催による文化、芸術の振興事業。
- (2) 高齢者の生きがいのための映画の上映事業。
- (3) 高齢者の生きがいの為の街づくりの推進事業。

(4) その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助する為に入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内をを副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員なることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限

る。)

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人の運営事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 城石武明

理事 棚橋嘉勝

理事 澁澤定夫

監事 木原謙治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず

、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額（一口以上）とする。

(1)	正会員	入会金	20000円	年会費	120000円
(2)	個人賛助会員	入会金	2000円	年会費	36000円
(3)	団体賛助会員	入会金	10000円	年会費	120000円

これは、当法人の定款である。

東京都文京区西片2丁目18番23-205号

特定非営利活動法人文京文化交流クラブ

理事 城石武明



捨印

履歴事項全部証明書

東京都文京区西片二丁目18番23-205号
 特定非営利活動法人文京文化交流クラブ

会社法人等番号	0100-05-026312
名称	特定非営利活動法人文京文化交流クラブ
主たる事務所	東京都文京区西片二丁目18番23-205号
法人成立の年月日	平成29年1月18日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、文京区を拠点に一般市民、特に高齢者に対し、健康・福祉の支援活動事業、映画の上映を基として気兼ねなくつどえる場所を提供し、又、そのために行政・企業・団体等と協力し合い、知識や活力を発揮できるコミュニティをつくり、高齢者がより健康で安心して暮らせる生きがいのある社会の実現に努めることを目的とする。</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。</p> <p>(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。</p> <p>(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 音楽会等のステージイベントの開催による文化、芸術の振興事業。</p> <p>(2) 高齢者の生きがいのための映画の上映事業。</p> <p>(3) 高齢者の生きがいのための街づくりの推進事業。</p> <p>(4) その他目的を達成するために必要な事業。</p>
役員に関する事項	東京都文京区西片二丁目18番23-205号 理事 城石武明
資産の総額	金60万円
登記記録に関する事項	設立 <div style="text-align: right;">平成29年 1月18日登記</div>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年11月 1日

東京法務局
 登記官

羽石研造



役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

特定非営利活動法人文京文化交流クラブ

平成30年3月31日現在

	役名	(フリガナ) 氏名	住所または居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	シロイ タキ 城石武明		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	理事長
2	理事	キハラ ケンジ 木原謙治		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	副理事長
3	理事	シヅカ タカオ 澁澤定夫		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	副理事長
4	監事	ヤマタ キミコ 山下公子		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人文京文化交流クラブ

平成30年3月31日現在

	氏名	住所又は居所
1	城石武明	
2	木原謙治	
3	澁澤定夫	
4	大脇 兌	
5	服部修平	
6	松本 登	
7	浅見秀樹	
8	菅野吉世	
9	網島 茂	
10	松島秀雄	

